



住まいるニュース

Vol.77

ライフプランと資金計画



お家づくりにおいて資金の問題は、誰もが抱えていらっしゃると思いますが、先送りにしてしまったり、簡単な資金計画だけで物件探しからスタートしてしまうことが多いかもしれません。

資金計画が大切な理由



住宅ローンの支払いだけではなく、他にも生命保険料の支払いやお子さまの教育費、老後の資金など家計に占める大きな支出も考えなくてははいけません。

人生の三大支出に **住居費** **教育費** **老後費** があります。

ライフプランと資金計画の進め方

「月々いくら支払っていただけるのか」「何歳で完済できるのか」
「どのような住宅ローンの組み方が自分にあっているのか」ということをしっかり考えて借入額を算出します。



↓
ご両親からの援助等も含めて、自己資金をいくら入れ、いくら手元に残すのかを考えます。

↓
土地・建物・諸費用 それぞれにかけられる予算が見えてきます。

↓
現在のご収入、今後の収入予想、毎月の生活費、将来のライフイベント、住まいの計画、加入中の保険、貯蓄残高などを聞き取りし、ライフプランとキャッシュフロー表でこれから起こりうるライフイベントとその時のお金の動きをイメージします。

資金計画をし、ライフプランを立てることで、薄々感じられている将来的な不安が明確になります。

建設中現場のご紹介



H様邸(丹波市)



O様邸(福知山市)



I様邸(福知山市)



I様邸(福知山市)



T様邸(丹波篠山市)



A様邸(福知山市)



T様邸(綾部市)



S様邸(福知山市)



A様邸(福知山市)



F様邸(福知山市)

住宅事業部 STAFFコラム

火災保険選び



今回の担当は、
ホームアドバイザー
明田健士朗
です。

住宅ローンを借りてマイホームを購入する場合は火災保険への加入が必須になることがほとんどです。

火災保険には火災や風災などのメインの補償以外にも、特約（オプション）をセットすることでメインの補償を充実させたり、補償範囲を広げたりすることができます。

特約の内容は保険会社によって異なりますが、参考にさせていただける一つを紹介します。

火災保険にも、色々な特約があります。
お住まいに合った特約をご検討ください！



他人の家を燃やしてしまったときの補償、類焼損害特約

自分の家が火元で、周り家を燃やしたりしてしまったときに、周りの家の損害を保証するための特約です。分譲地など、比較的周りの家が近くにある場合には必要になりそうな特約ですが・・・

隣の家を燃やしたとなると弁償しないといけないような気がしますが、実は法律上は弁償したり立て直したりする必要はありません。「失火責任法」という法律でそう定められています。

そうすると、隣の人が火元で自分の家が燃やしてしまったときも、隣の人は自分の家を弁償する必要はないということです。

じゃあ燃え移ってしまったらどうするのか？ということですが、これは自分の家の火災保険で手当する必要があります。

つまり、他人の家に燃え移ってしまったとしても基本的には他人が入っている火災保険で手当てをします。

類焼損害特約は他人が火災保険に入っていなかったり、それでは十分損害を賄えない場合に始めて役に立つ保険です。

ただ、周りの人に損害を与えて知らんぷりしているのは気まずいし、そこにずっと住み続けるからそういうのはイヤだと思われるならセットしておいてもいい特約だと思います。

■未来を担うゼロエネルギー住宅

ウィズ
—With—

省エネの工夫で
消費エネルギーを減らし、
使うエネルギーは自ら創り出す。
究極のエコロジー住宅です。



LINEからチャット感覚で
お問合せ・カタログ請求



株式会社ヨネダ 本社
住宅事業部 篠山店



0120-406-217



0120-404-309

